

第 3 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日 開 会

平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日 閉 会

米沢市農業委員会

平成29年10月16日(月)午前9時30分 米沢市農業委員会第3回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(19名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤 進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

会議に出席した事務局職員(6名)

事務局 長	町田 和利
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
農地 主 査	戸田 美恵子
主 査	水谷 春栄
主 査	仁科 恭浩
主 事	渡部 史紀

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について  |
| 報第3号 | 農地法第25条の規定による和解の仲介結果について       |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について          |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第5号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について    |

### 2. その他

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

開 会 午前9時30分

目崎補佐

おはようございます。

ただいまから第3回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」唱和でございますが、3番 江口益美委員のご発声で、ご起立の上、お願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さんおはようございます。

朝晩本当に寒くなりまして秋の作業ももう少しというものであります。平成29年度の収穫でありますから、けがのないように事故等ないように終了させていただきたいと思っております。

ただいま選挙中でありまして、にわかな野党連合とかいろいろな党も出て、選挙戦たけなわということでございます。きのうの鶴岡市の市長選では現職が敗れたということで、そういったことも3区の心理戦にどういった影響が出るのかなと注目しておるところであります。しかし選挙の焦点に農政問題が余り出てこないということで、昔と違って本当に残念というか、それだけ農業者が減っているということか農業票が減っているということで、農家のほうに目が向いていないということで残念だなと思っております。しかしいろいろ戸別所得制度を復活とかいろいろ言っていると思われまして、そこら辺をきちんと見極めながら投票していきたいもんだなと思っております。

今月は、さっき話が出ました鶴岡市で県大会が行われるということであります。推進委員も一緒に同行しての県大会で初めてのそういったことでございますので、皆さん大変お忙しいと思っておりますが出席していただいて、県大会を盛り上げていていただきたいなと思っております。

きょうは、総会ということでありますが秋作業も終わっていない方もおられると思っておりますので、速やかに決めていきますことをご協力よろしく願いまして、挨拶とさせていただきます。きょうは大変朝早くからご苦労さまです。

目崎補佐

ありがとうございました。

これより議事となりますが、総会の議長は農業委員会会議規則の第4条の規定によりまして会長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。米沢市農業委員会会議規則第3条の規定により本日の欠席通告委員はおりませんので、全員

出席であります。よって、去る10月11日に通知しました米沢市農業委員会第3回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、6番 二宮啓一委員、7番 高橋信夫委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐  
議 長

(挙手)

目崎補佐。

目崎補佐  
議 長

議案の訂正はございませんので、よろしく願いいたします。

それでは1の提出議案から進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いいたします。

仁科主査  
議 長  
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたので報告いたします。

受理番号32号から39号までの計8件でございます。この筆数、地積につきましては田1筆 1,562.00㎡、畑10筆 1,569.40㎡、合計11筆 3131.40㎡でございます。

受理番号32号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和60年ごろです。申請理由は、昭和60年ごろより耕作しておらず宅地として利用しているためです。

受理番号33号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種地への転用です。転用年月日は平成元年ごろです。申請理由は、平成元年ごろに車庫建設、一部は庭として利用しているためです。

受理番号34号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成15年5月20日です。申請理由は平成15年5月20日付け指令置総農振第63号で転用許可を得、宅地として利用しているためです。

受理番号35号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和49年ごろです。申請理由は、昭和49年ごろに物置建設し、宅地として利用しているためです。

受理番号36号 申請人 ○○○○、△△△△成年後見人△△△△、□□□□、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和51年10月ごろです。申請理由は昭和51年10月ごろ住宅を建設し現在は解体されたが、解体後に車庫を建設し宅地として利用しているためです。

受理番号37号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和51年12月ごろです。申請理由は、昭和51年12月ごろに住宅建設し、宅地として利用しているためです。

受理番号38号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和20年ごろです。申請理由は、昭和20年ごろに住宅建設し、宅地として利用しているためです。

受理番号39号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和62年10月27日です。申請理由は昭和62年10月27日付け指令農政第685号で転用許可を得、宅地として利用しているためです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わりにします。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告いたします。

1、米沢市農業委員会農地部会における農地転用許可案件。

5月部会での農地法第5条第1項の案件について、平成29年9月11日付で許可しましたことを報告いたします。

5条受理番号7号の1件でございます。

よろしく願いいたします。

議 長

報第2号農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分についての説明がありましたが、意見並びに質問はありませんか。

- 全委員  
議長
- なし。  
ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。  
次に、報第3号 農地法第25条の規定による和解の仲介結果について、を議題といたします。  
議案の内容について、事務局より説明をお願いします。
- 水谷主査  
議長  
水谷主査
- (挙手)  
水谷主査。  
報第3号 農地法第25条の規定による和解の仲介結果について、申し上げます。  
先に1に記載する和解の仲介の申し立て事件については、平成29年8月10日付農委第89号山形県知事に和解の仲介の申出書を送付し、下記の内容で和解の仲介の終了及び仲介結果が平成29年9月29日付置総農振第630号で通知があったので報告をいたします。  
1. 件名及び当事者の氏名については、平成29年仲介第1号農地の返還及び賃借料未納請求の事件、申立人は〇〇〇〇、被申立人については△△△△。  
2. 和解の仲介の終了及び仲介結果。和解の仲介の終了期日は平成29年9月20日です。和解の仲介の結果、和解が成立いたしました。  
和解の内容については、表記の件名及び当事者間の仲介について、平成29年9月20日△△△△氏の自宅において、県仲介主任、小作主事市川昌弘、小作主事戸田惣一郎、立ち会い私水谷が列席し、和解の仲介を試みたところ〇〇〇〇氏と△△△△氏が協議した結果、物件目録に対して以下の点について合意し、和解が成立しました。  
物件目録、記載のとおりです。  
合意即実行された内容については、①△△氏が未納となっている賃借料を〇〇氏に支払う。②賃貸借契約は解約する。③〇〇氏は離作料を△△氏に支払う。④本件農地賃貸借契約に関して、何らの債権債務のないことを両者で確認したところでは、  
和解の内容を証するために和解契約書を3部作成し、申立人、被申立人、県で保管することといたしております。  
以上、ご報告申し上げます。よろしくをお願いします。  
ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。  
なし。  
ないので、報告事案でもありますので、以上で報第3号 農地法第25条の規定による和解の仲介結果について、を終わります。
- 議長  
全委員  
議長

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査  
議長  
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について申し上げます。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号32号から35号までの計4件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積、田14筆 35, 107.00㎡、畑1筆 314.00㎡、総計15筆 35, 421.00㎡です。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号35号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

議長  
全委員  
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員  
議長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号80号から87号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査  
議長

(挙手)

水谷主査。



水谷主査

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号80号から87号までの計8件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積、田6筆 5,072.00㎡、畑17筆 4,632.00㎡、計23筆 9,704.00㎡です。

受理番号80号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号81号 渡人 ○○○○破産管財弁護士○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号82号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号83号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号84号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号85号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号86号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号87号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定です。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

1 1 番

(高橋秀治委員 挙手)

議 長

11番 高橋委員。

1 1 番

11番 高橋です。

80号についてご説明します。

○○さん、△△さんにお会いしてお話を聞いてきました。受人の△△さんはサクランボ栽培を大規模にされている方で、その園地の隣に○○さんの畑があるそうです。○○さんも勤めていてなかなか畑の管理ができないということで、△△さんがその場所をサクランボを増設してやっていきたいということでお話を聞いてきました。問題がないと思われれます。よろしく申し上げます。

議 長

次、81号。

17番

(大野澤進委員 挙手)

議 長

17番 大野澤委員。

17番

17番 大野澤です。

去る10月1日でありましたけれども、△△△△さん宅に行きましてお話を聞いてきました。○○○○さん渡人、破産管財人の○○○○さんにお任せしているということで、○○さんは△△さんより相対で七、八年前から一応何ぼか借りているということでありました。それで○○○○さんと△△△△さんのお話で売買ということで、△△△△さん受人の要望での売買です。何ら問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長

82号。

10番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

10番 古畑委員。

10番

10番 古畑です。

82番から87番までのご説明をいたします。

82番、86番までは前回も出たんですけども同じ方ではありませんで、この地区の場所は元何人だろうな、15人くらいの方がいて30筆以上の筆があるところで、前回3分の1くらい出て今回が3分の1くらいです。小っちゃいものですから全体をまとめないと大きくできないということで、今回5件の12筆ですか、入っています。前回も説明しましたが荒地でして、これを大きくして畑をつくりたい、また果樹を植えたいということで申請になっておりました。○○行政書士さんと確認をしまして間違いはないということと、△△△△さんにも確認をしまして間違いありませんということでしたので、通していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

87番は○○○○さんと△△さん親子でして、賃料の貸し借りですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長

それでは、受理番号80号から87号までについて、意見並びに質問ありませんか。質疑ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号80号から87号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号80号から87号までについて、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号37号及び50号から56号までの計8件で、田3筆 3,739㎡、畑12筆 6,261㎡、合計15筆 10,000㎡です。

受理番号37号 渡人 ○○○○、○○○○、不在者財産管理人 ○○○○、受人 株式会社△△△△ (代) △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲(9区画)です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号50号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号51号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号52号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート(2棟8世帯)の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号53号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△ (代) △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は工場の増築と駐車場の増設です。こちらは1種農地で、既存施設の拡張です。

受理番号54号 渡人 ○○○○、受人 社会福祉法人△△△△ (代) △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは1種農地で、既存施設の拡張です。

受理番号55号 渡人 ○○○○、受人 有限会社△△△△ (代) △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は建売分譲(6棟)です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号56号 渡人 ○○○○、受人 宗教法人△△△△ (代) △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は露店駐車場の造成です。こちらは1種農地で、既存施設の拡張です。

以上、よろしく願いいたします。

- 議 長 この件について調査された委員は、調査結果についてを説明してください。  
 それでは、受理番号37号と50号から56号を上程いたします。
- 7 番 (高橋信夫委員 挙手)
- 議 長 7番 高橋委員。
- 7 番 7番 高橋です。  
 37号、52号についてご説明申し上げます。  
 まず37号ですが、この案件は8月からの継続審議の案件でありました。  
 継続審議の理由となっております開発行為の許可申請の事前協議が9月25日に終了しております。10月4日現在、事前着工等はありませんでした。  
 よろしく願いいたします。  
 続きまして52号ですが、こちら場所は〇〇〇〇地内に位置しております。  
 10月7日に行政書士の〇〇さんにお伺いしてお話を伺ってまいりました。  
 受人の△△△△さんが渡人の〇〇さんからこの土地を購入し、アパートを建設するということです。事前着工等はありません。問題ないと思われます。  
 よろしく願いします。
- 議 長 50号です。
- 4 番 (遠藤伊一委員 挙手)
- 議 長 4番 遠藤委員。
- 4 番 50号と次のページの56号について、ご報告をいたします。  
 50号については8月に許可をいただいた案件であります、受人△△△△さんと△△△△さんと。前の申請のときには△△さんお一人の申請で許可をいただきましたけれども、金融会社によりますと申請者の連名でお願いしたいという修正を出して出してくださいということがありましたので、改めて今回二人の連名ということで再提出をさせていただいた点であります。  
 次のページの56号であります。56号は〇〇〇〇の〇〇〇〇という地区のお寺様〇〇〇〇があるわけでありましたが、現在住職さん、今ここには、在宅していませんけれども、葬祭の催事の際に駐車場がありませんでしたので檀家の皆さんからの要望もあり駐車場をぜひつくっていただきたいということで、今回檀家からの強い要望とお寺にござる方々の便宜を図るために、今回の駐車場をつくりたいということで申請がありました。田んぼになっておりますけれども荒れてもいないし草刈りをし、きちっと管理をされているところですので、問題はないと思われます。よろしく願いしたいと思ひます。
- 議 長 ご苦労さまでした。51号。
- 2 番 (小関善隆委員 挙手)
- 議 長 2番 小関委員。

2 番

2番 小関です。

51号と55号について説明いたします。

51号については〇〇〇〇さんの畑を受人がお孫さんだそうで、この方に譲って家を建てたいということです。場所については自分のうちのちょうど入り口にあります畑をしたいということでしたので、何も問題ないと思われ

ます。  
それから55号については、〇〇〇〇さんが△△△△に建売の分譲でしたが、場所的には何ら問題がないところでありまして事前着工もしていませんし、現在豆をつくっている場所でありましたので問題ないと思われ

ます。  
ただ実は、農地相談のときにここちょっと待ってくれなんと言われて、石川推進委員ですけれども言われてましてあとから確認したんですけれども、何か〇〇さんが別の人にそこを買ってくれと言ったことが過去にあったそうです、農家の方に。それで何か農業委員会の職員の方に相談に行ったら300万円で買うのは何だか法外、常識でないんじゃないかと言われてたということで、何かよく聞くと〇〇さんが相手方のところに行って一人で来て、こういう値段でそういう話あるんだけれどもなじょだという話をしたそうです。それで〇〇の農地は今大体このぐらいだから常識的に考えた田んぼでそういう値段でないようでないかということと言われたと。本人はそういう値段では取り引きさんねよなと思ってしまって、一回断ったみたいな感じになったということだそうです。ただ石川委員はそれは俺ではないというから、職員の対応悪いんじゃないかと言ったんですけれども、よく〇〇さんに聞くと値段をどういう値段であろうが本人同士がいいとなれば職員がそれだめだという理由はないべということでしたので、今後そういうことがあったときは値段のことについては本人同士が同意すれば農業委員会としてというか、職員としては何もだめでないかということには言わないようにという意見をもらっちゃったんですよ。だからそういう職員の態度がそうだったということもあって、石川委員は、これだめだとか何とか言っちゃうんだけれども田代委員と2人でいろいろ話をした結果、何もそれはそれ、この転用については転用、その職員の対応については今後という話になりましたので、この件については問題ないと思われ

議長

その後にしてもらっていきます。53号。

14番

(高橋祐弘委員 挙手)

議長

14番 高橋委員。

14番

14番 高橋です。

受理番号53号についてご説明申し上げます。

申請位置図をごらんになってください。株式会社△△△△代表 △△△△さん、機械設備工場の増設ということで今まで駐車場になっているところの脇の畑へ工場と駐車場を増設したいということで、渡人の〇〇〇〇さんから畑を譲り受けて増設するというお話をお話を聞いてきました。10月7日の日に渡人の〇〇さんをお訪ねしてお話を聞いたところによると、△△△△さんのほうからの要望ということで畑なんですけどそこを譲ることにしたということで話を聞いてきました。現地を確認したところ事前着工等もありませんで、その申請地の隣も畑をつくっていらっしゃる別な人がおりましたが、北側に位置することもありましたり建物等もそんなに高くないと、日当たりのほうも問題ないということで農業にも差し支えないと私なりに判断してきました。問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議 長  
1 6 番  
議 長  
1 6 番

54号。  
(山王堂民衆委員 挙手)

16番 山王堂委員。

ここは伊藤会長の場所ですが、私がかわって説明報告いたします。

社会福祉法人△△△△理事長 △△△△さんの△△△△の雪捨て場ということで、雪捨て場がないということで〇〇さんの畑を見ていただきますと北東側に細長い畑があります。そこを雪捨て場として既存施設の拡張ということで、一種農地ですが許可するというのを会長のほうから△△△△理事長に確認して現地確認をしましたが、何も問題ないという報告を受けましたのでかわって報告いたします。

以上です。

議 長  
1 9 番  
議 長  
1 9 番

ただいまの受理番号37号と50号から56号について、意見並びに質問はありませんか。

(田代昇一委員 挙手)

19番。さっきの窪田の事案について、補足。

19番 田代です。

先ほど55番について職務代理者から説明ありましたが、私もいましてのでお話を申し上げたいと思います。11日の日、JA北で第3ブロックの集まりがありました。その中には第3ブロックの農業委員と推進委員の方がおられました、もちろん大事な公務ですから。その中で〇〇の推進委員が今日は、わからないけれども何々が上がってきたら俺は拒否するぞという鋭い発言をされたのは事実であります。その場にいらっしゃった方はそんなことがあったと記憶にあると思います。いろいろと説明があったときに55番この件がその席上、議場に載りました。〇〇の推進委員はこいつのことだという

ことを言われたようです。私どもは初めて目にするものであって、何が何だか皆目見当もつかないと。

その中の本人がおっしゃりたい要件をわきまえると、2つか3つに分かれるそうです。非常に本人が興奮していたのは、農業委員会の事務局職員の対応が、極論すると越権行為じゃないかということをお口にされております。ところが何が越権であるかというのは私どもにはわかりません。よく聞いていきますと、売りたいというほうの〇〇さんが農業委員会をお訪ねになられたと、事務局の方は、お二方対応された。俺は反当たり300万円で売り手があったというお話をされた。その話の担当者は〇〇で300万円というのは高いなということをお話された。まずそれが1つの事実です。じゃ何で300万円高いのかというのが1つの論点として、何々の土地よ、この地番よという具体的なことでもお話されて、その目的は何だということでも申し出のこうだ、事務局の方にされたらばなるほどなということにも会話の途中になったかもしれません。ただ俺売りたいのよ、地目は田よ、300万円よと言われれば、いや〇〇大体はこのくらいで下限このくらいで上限このくらいで、この範囲で大体売買なされているんですよと。そこから見て300万円というのは法外は言えなくても常識的じゃないんじゃないですかということをお話されたと思います、私はいませんから。話を聞いた〇〇さんは高いと言われちゃったということをお話されたというのが1つです。

売りたい方は、近くにいらっしゃる農業をされている方に売りたいんだそうです。でも高いと言われちゃったということにより何が何して何とやるかわかりませんが、農業者に売るのが不動産屋さんに売るというご決心をなされたということが11日が終わってその後、職務代理さんとお話を聞いてきました。あなたは売り買いだから甲乙間で設定されるわけですが、あなたは、不動産屋さんにこのままお売りになるんですかとお聞きしました。したらば農業をやっている買いたいなと最初意思表示された人が来なければ、私はこのまま通しますということをお話されました。これが甲さんのお話です。今は乙さんは不動産屋さんになりましたけれども、もともと乙と言われる方にお話を聞きに行きました。やはりその方にもいろいろこうでこうということをお話されましたけれども、大事なことは売りたい人がいて買いたい人がいるわけですから、お買いになられますかと聞きましたらいろいろあったから俺は買わないと、銭がないわけじゃないんだと。これが非常にこの……買わないということをお話されました。

そして次お話しするときには職務代理がいらっしゃいませんでしたけれども先週の金曜日、〇〇維持管理組合という土地改良の事務所があります。私

そこに特別用事なかったんですがお茶飲みに行ったんです。そしたら売りたいという甲の〇〇さんが偶然来られて、私に話されるわけです。正直いって私そういうお話をされても、私の決定権もないし何もございませんと。ただあなたがそういうことであれば来週月曜日ここで9時半に会議があるんですと、取り消しされるのであれば事務的なことも必要でしょうし、もう金曜日の10時ですよ、時間ありませんよということは、お伝えしました。もともと売りたいという人間と買おうじゃないかといった人間のお二方でもう話をされないといけないんじゃないんですかと。刻一刻と時間は過ぎていくばかりですよということで、長くなりましたが何か非常にすっきりしないことでした。ただ語気を荒げて言われた方は、職員にそんな権限があるのかということ、正直いって公職を背負っている方が発言されたことは、私は非常に残念なことでありましたが、〇〇の農協に聞いたら分母がわからなければ土俵が違うから300万円だねとか、田んぼでは高すぎるんじゃないかという表現をしたことのあたりだと思います。説明する人もこれこれこうなもので300万円と詳細まで言わなかったということも事実だと思います。

ずっと話を総合しますと法にのっとって何らミスがないのはその旨受理しなければいけない。疑問符があればお聞きしてちょっと調べさせてあるとか地域の方々とか上司とか相談してご返答申し上げたいと思いますがという一言、二言を添えていただければ精神的な負担とかおもしろくねえ、ああだこうだというのは回避できたものかなと思っているだけです。ただ今回については、売り人は取り消しをしないということでしたらこのまま解約です、長くなりましたが。

目崎補佐  
議 長  
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

10月11日の農地相談に私も第3ブロックに伺いまして、同じ話を伺いました。それを受けて職員に聞いたわけなんです、なかなか直接言ったとかそういう話はわかりませんでした。ただ一般的には〇〇の相場はこれぐらいですということを聞かれば教えるということで、それがどういった方向でそういう話になったかはちょっとわからない状況でした。今後、利害関係が絡むものは今の話のように、いろいろ誤解を招くことにならないように、今後注意して対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議 長  
全 委 員  
議 長

この55号の案件に対して関連の質問、意見ありますか。よろしいですか。

なし。

そのほかの案件について、皆さんから質問、意見等ございませんか。ありませんか。



全委員 なし。  
議長 ないので、受理番号37号と50号から56号について、を許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。  
議長 異議がないので、受理番号37号と50号から56号について、を許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から22号までを上程します。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議長 仁科主査。

仁科主査 議第4号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

本議案につきましては受理番号1号から22号までの計22件でございます。内容につきましては、相対による売買1件、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定20件、相対による賃貸借権再設定1件でございます。

この筆数、地積につきましては、田97筆 206, 788㎡、畑2筆 955㎡、合計99筆 207, 743㎡でございます。

各案件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相手方の要望による売買です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規

の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新

規の賃貸借権設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 公益財団法人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全 委 員  なし。

議 長  ないので、受理番号第1号から22号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員  異議なし。

議 長  異議がないので、受理番号第1号から22号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

1 2 番  (菅野英一郎委員 挙手)

議 長  12番 菅野英一郎委員。

1 2 番  私の案件がありますので、退席します。

(菅野英一郎委員 退室)

議 長  それでは受理番号112番の一部、菅野英一郎委員の案件についてを上程いたします。議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

渡部主事  (挙手)

議 長  渡部主事。

渡部主事  議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、別紙のマッチング案に基づいて農用地利用配分計画（案）を作成するため平成29年9月28日付で米沢市長から意見を求められたので、委員会に付議いたします。

次のページ様式第10号、農用地利用配分計画（案）の部分につきまして、借り受け者及び貸付地の内容等記載されておりますので、こちらをもとに審議いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 　なし。

議長 　　ないので、受理番号112番の一部について、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）を作成することに異議ありませんか。

全委員 　異議なし。

議長 　　異議がないので、受理番号112番の一部について、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）を作成することに意義がなかったことを、米沢市長に回答することに決定いたしました。

12番 　　（菅野英一郎委員 入室）

議長 　　それでは、菅野英一郎委員委員の案件を除く全てについて上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 　（挙手）

議長 　　渡部主事。

渡部主事 　農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により別紙のマッチング案に基づいて農用地利用配分計画（案）を作成するため平成29年9月28日付で米沢市長から意見を求められたので、委員会に付議いたします。

先ほどご審議いただきました番号112号のうち一部以外の案件につきまして、内容としましては先ほどと同様でございます。

よろしくお願いたします。

議長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全委員 　なし。

議長 　　ないので、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業にかかわる農地利用配分計画（案）を作成することに意義ありませんか。

全委員 　異議なし。

議長 　　異議がないので、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）を作成することに意義がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で提出議題についての審議は終了いたします。

次に、2のその他、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、事務局の説明を求めます。

目崎補佐 　（挙手）

議長  
目崎補佐

目崎補佐。

議案書とは別になって申しわけないんですが、農事相談でお配りしました農地等の利用の最適化の推進に関する指針、A3の紙をごらんいただきたいと思います。

先月までと運営委員会、前回の総会でいろいろ出された意見等をここに取りまとめました。本日で農業委員の方の最終的な指針案といえますか、それを固めたいと思いますので、また未決定になっている部分本日もご決定いただきたいと思います。

まず1番ですが、遊休農地の発生防止の非農地判断について、ご質問を受けました。回答の内容につきましては、右側に記載されているとおりでございます。

次に担い手の育成確保で目標決定の考え方を総農家数の減少が考えられるが、その現状維持を目標としたいということは農地中間管理機構の集積とか高齢化による離農で農家数は減っていくのではないかというご意見をいただきました。右にデータを載せております。

まず、総農家数ですが農林業センサス、5年に1度のデータによりますとやっぱり5年で1割5分とか1割ぐらい減っているようでございます。片や担い手の認定農業者の数でございしますが、毎年10団体とか15団体ぐらいのペースでふえているようでございます。これは当然頭打ちといえますか、伸びが認定農業者については、そういったことで困るということもあると思うんですが、その目標設定の考え方の変更案といたしまして総農家数の減少は考えられるが、担い手はというのを中に入れさせていただいて、現状維持を目標としたいという事務局案でございします。

次に3番でございしますが、人・農地プランの積極的な参画で、地域における人と農地の問題の解決のため農業委員と推進委員は積極的に参画をしていくというところで、人・農地プランで地域の話し合いを3年間の任期の中で1回は取り組むということを記載してはどうかと。地域での話し合いよりも集落単位の話し合いが多いので、話し合いの単位が集落ごとという表記をしたらどうかというご意見をいただきました。事務局案でございしますが、積極的に参画することが任期の中で1回取り組むということを含むという解釈で考えています。地域ではやっぱりでかすぎるので、地域別に括弧で集落におけると入れて、そこで人と農地の問題解決のために人・農地プランへは農業委員、推進委員の立場で積極的に参画をするという変更案ではいかがでしょうかという内容でございします。

裏を見ていただきまして4番、4ページの新規参入の促進の個人のほうでございします。ご意見としましては平成28年度の新規参入者数が3人で、6

年で18人としておりますが、それは多いんじゃないかというご意見でございます。右側、今までの実績を確認しますと平成24年度から平成28年度まで25人、うち親元就農は6人でございますが、平均で5人の新規就農者がございます。

また、参考までになんですが農林課の農業振興計画では10人を年の目標としております。こちらの実績を踏まえまして、年3人というのをこのままとするのか、もう少しハードルを上げて高い目標にするのかをご審議いただきたいと思っております。

5番の法人に関してはいろいろご意見をいただいた結果、これにつきましては既に意見を反映させておりまして、このご意見どおりに修正してございます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、皆さんから意見ををお願いしたいと思います。意見ありませんか。事務局その委員としての目標設定をした上で、推進委員からのアンケートというか、レポート内容が上がってきて決めると、もう一回皆さんに諮って決めるということになるんですか、どうなんですか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

きょうで農業委員の方のご意見を取りまとめて最終的に固めまして、推進委員の方のご意見は今月中くらい募集しておりますので、そこでご意見があればそれを加味して、最終案で11月の総会でご決定いただきたいと考えています。

議 長

ということでありますので、数字の部分で目標の3年とかそういったことについて、よろしいですか。目標ですから高く設定しても。

では、今のところこれでよいということよろしいですか。

全 委 員

なし。

議 長

次にその他について、事務局から何かございますか。（「終了、閉じてからで」の声あり）では協議を終了してから事務局よりその他の事案がありませんので、よろしく願いいたします。

以上で本日上程されました協議は全て終了しました。

これで第3回定例総会は閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉 会

午前10時40分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年10月16日（月）

米沢市農業委員会

議長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----